

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年5月15日11時40分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（副本部長（くらし安全防災局長））

ただ今から、第9回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。先ず、会議開催に先立ち、本部長である知事からご発言をお願いします。

（本部長（知事））

お疲れ様です。昨日、国は基本的対処方針を改定し、全国に拡大していた緊急事態宣言を39県で解除しましたが、神奈川県を含む8都道府県では、緊急事態宣言が継続することになりました。

感染者数は、かつてよりもかなり減ってはきていますが、昨日は東京を上回って32名となるなど、未だ予断を許さない状況で、この緊急事態継続はやむを得ないと考えます。我々は、新規感染者が再び急増する第2波に備えてしっかりと対応していきます。我々は出口出口というよりも、まだまだ気を緩めることなく、人と人との接触機会を8割減らすという目的を、もっと徹底しなければならないと考えています。

県民の皆さんには、まだまだ、ご不便をお掛けしますけれども、この時期をみんなで乗り越える、全庁一丸となって乗り越えていくといった体制を強化し、思いを共有していきますので、よろしくお願いします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本日、予定されている議題は2点です。

1点目、国の基本的対処方針の改定に伴う県の対応について、説明します。皆様のお手元またはファイルのとおり、5月14日に国の基本的対処方針が改定されましたので、この内容を簡単に説明します。

事務連絡という表紙のついた資料を一枚めくりますと、すでに皆様ご承知のとおり、記の2、緊急事態措置を実施すべき区域は、本県を含む8都道府県が引き続き、特定警戒都道府県になり、残りの39県は解除されました。解除にあたっての条件は、6ページの中段より下、「緊急事態措置を実施すべき区域の判断」です。従来から、①感染の状況、②医療提供体制、③監視体制、これらを総合的に判断するという方向性が示されていました。

7ページをご覧ください。その中で唯一数値的な目標とは、7ページの3行目の後ろから「感染の状況については」で、さらに4行ほど下がると、「直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人程度以下であることを目安とする。」という一定の数値目標ができました。本県人口920万人ほどですので、大体92倍すると、46人程度ということが簡単に計算できます。さらに4行程下がっていただいて、「医療提供体制については～」というこ

とで、定性的な表現がされており、その次の監視体制については「医師が必要とする PCR 検査等が遅滞なく行える体制が整備されていることとする」、こちらもある意味定性的な表現になっています。

以上を踏まえて 3 点を総合的に判断したところ、神奈川県を含む 9 都道府県について、直近 1 週間の累積報告数が 10 万人あたり 0.5 人以上であることから、引き続き特定警戒都道府県として特に重点的に感染拡大防止に向けた取組を進めていく必要があると位置付けられました。

なお、特定警戒都道府県が行うべき蔓延防止対策については、従来の基本的対処方針からほとんど変更はないとの理解でよいと思います。国の基本的対処方針の説明は以上です。

これに伴い、5 月 5 日にこの本部会議で実施方針、さらに県の内部の取組を定めた基本方針をいずれも改定しましたが、今回は、本県が引き続き特定警戒都道府県に位置付けられていること、また、知事も冒頭の発言にありましたように、決して気を緩めることなく引き続き感染拡大防止にしっかりと取り組んでいくことの表明があったことから、私どもとしては、実施方針それから基本方針について本日付けで改定する内容はないと考えます。

以上、国の状況それからそれに伴う県の対応についてご説明しましたが、構成員の皆様から何かございますか。

特に意見がないようですので、私から本部長に確認します。

県の実施方針及び基本方針につきまして、引き続き従来どおりの対応としてよろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、結構です。お願いします。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

本部長から県の実施方針及び基本方針について 5 月 5 日付のもので引き続きということですので、本日は変更することなく、各局において引き続き対応をいただきたいと思いません。

次に議題の (2) です。緊急事態宣言が継続することに伴いまして、改めて知事からメッセージを発出いただきます。前回同様に恐縮ですが、本部長からメッセージにつきまして、お読みいただきたいと思えます。

(本部長 (知事))

『緊急事態宣言の継続に係る知事メッセージ』です。

昨日、国は、専門家会議の評価を基に基本的対処方針を改定し、全国に拡大していた緊

急事態宣言を、39 県で解除しました。一方で、本県を含む 8 都道府県では、緊急事態宣言が継続することとなりました。

本県における新型コロナウイルスの新規感染者数は、大型連休期間中において、県民、事業者の皆さんが外出自粛の徹底や休業要請などにご協力いただいたおかげで、減少傾向で推移していますが、昨日は 32 名となるなど、未だ予断を許さない状況です。ここで気を緩めると、新規感染者が再び急増する第 2 波を招く恐れがあります。

緊急事態宣言が続く本県では、引き続き、人と人の接触機会の 8 割削減を目指して取り組まなければなりません。

そのため、県民の皆さんには、引き続き、生活に必要な場合を除く外出の自粛や、密集、密閉、密接を避ける行動を、徹底いただくようお願いいたします。特に、緊急事態宣言が解除された地域への、県域を越えた移動は控えてください。

また、事業者の皆さんには、通勤者の 7 割削減を目指し、テレワークや時差出勤などを継続いただくとともに、感染拡大防止のため施設の使用制限をお願いしている施設については、引き続き休業などのご協力をお願いいたします。

こうした取組の継続をお願いするのは、大変心苦しいですが、医療崩壊を起こさず、皆さんのいのちを守るうえで欠かせない取組ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

県では、万一の感染爆発に備えた神奈川モデルによる医療体制のさらなる充実や、新型コロナウイルス感染症により、様々な影響を受ける方への支援に、引き続き全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の克服に向けて、いましばらく努力が必要です。県民や事業者の皆さんとともに、県の総力をあげて、この難局を乗り切っていきましょう。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。ただいま、知事から緊急事態宣言の継続に係る知事メッセージを発出いただきました。メッセージにつきましては、従来どおり、ホームページ等を通じて県民の皆様積極的に呼びかけたいと思います。

本日予定されている議題については以上ですが、その他構成員の皆様から何かございますか。

本部長から何かございますか。

(本部長 (知事))

緊急事態宣言は継続されましたが、その間、出口戦略について様々議論になりました。我々は毎日検討して参りましたが、継続ということを受けて、緊急事態宣言が神奈川県で解除されるまでは、先ほど確認した神奈川県の実施方針をそのまま継続します。ですから、様々な業種・業界の皆様には休業要請をお願いしていますが、緊急事態宣言が解除される前に、緩和することはありません。

また、先ほど西村大臣と会議がありました。その中で私からあえてお願いしたのは、昨日5月14日、21日、28日と、それぞれのタイミングで国で専門家会議および諮問委員会を開いて検討すると言われましたが、東京、千葉、埼玉、神奈川は一体として考えていただきたいということを申し上げました。神奈川だけが解除されて、東京は継続ということになり、差がでると、また移動が起きる可能性がありますので、ここはあえて私から、首都圏は一体と考えていただきたいと申し上げました。西村大臣も大変理解を示していただきました。関西圏も首都圏と同様で、大阪、京都、兵庫は一体と考えているということでした。

私達はしばらく厳しい状況が続きますが、しっかりと心をついに合わせて乗り越えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

今日参考として、事業者支援、特にこの緊急事態宣言が継続されたということで、事業者支援について、産業労働局から資料の提出がございます。

(産業部 (産業労働局長))

ウィズコロナの社会を中小企業等の皆様にご協力していただき、県としても新型コロナウイルス感染症でご活動に影響を受けているという皆さんへ、各種補助金などによってサポートを行いたいと考えております。

チラシで始まる資料をお配りしていますが、この補助金の内容を簡単にご紹介します。

見出しの下に、非対面ビジネスモデルの構築、非接触やデリバリーサービスやテイクアウト、通販等、そして感染症拡大防止、業務効率化のための生産設備の導入等に要する経費の一部の補助ということで、たとえば左の上の方の非対面ビジネスの経費を補助ということでは、テイクアウトやデリバリーサービスの月会費・登録料・容器代等まで補助率4分の3、上限100万円まで補助して差し上げます。

それからも、非接触型ではなく店内でサービスを提供する必要があるという業態の場合には、店内でしっかりと感染防止対策を取っていただくことが必要です。

例えば、アクリル板で作った衝立を座席の間に置いたり、ビニールカーテンを取り付けたり、フェイスシールドをつけて接客したりする対策を取る場合にも、上限100万円、補助率4分の3で支援をします。

また、右上のITによる業務効率化の経費を補助ということで、なるべく会社に人が来なくて済むように省力化する、通勤する人を減らすことによって、例えばWEB会議システムを導入したり、会計ソフトを導入することで省力化を図ったりすることにも補助率4分の3で支援をしていきます。

ポイントとしましては、小さい※で書いてありますが、この補助は、令和2年4月7日以降に取り組んだ事業で既に支出済みのものも対象とします。すなわち、緊急事態宣言以

降であれば、事前着手していても補助の対象としますので、ぜひとも一件でも多く事業者の皆様に使っていただき、この厳しい事態を乗り切っていただき、従業員の皆さん一人ひとりの生活を守っていただきたいと思いますし、また各局の皆様にも周知等のご協力をお願いしたいと考えています。

次のページは今日の参考送付の資料です。2補助金の申請等とありますが、この補助金の申請は2（1）に記載のとおり、5月22日の金曜から申請を受けつけます。このような仕組みで、しっかりと支援を行っていきます。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。産業労働局の方から事業者の皆様へのサポートのご案内について、ご説明がありました。以上で、提出された資料のご説明等は終わりましたが、よろしいでしょうか。

本部長よろしいでしょうか。

（本部長（知事））

はい。

（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは以上を持ちまして、神奈川県対策本部会議を終了します。ありがとうございました。